

議案第 9 2 号

南丹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日提出

南丹市長 西村 良平

南丹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(南丹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 南丹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年南丹市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後（案）
(虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号_____に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第17条 (略) 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)</u>の利用開始前の健康診断 _____が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始	(虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第17条 (略) 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)</u>(以下この項において「健康診断」という。)<u>が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれの同表の右欄に掲</u>

なければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士_____

_____その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士_____

_____、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下

なければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士(認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下

のものに限る。次条において「小規模型事業
所内保育事業」という。)を行う事業所(以下
この条において「小規模型事業所内保育事業
所」という。)には、保育士_____

_____その他保育に従事する職員として
市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事
その他の機関が行う研修を含む。)を修了した
者(次項において「保育従事者」という。)、
嘱託医及び調理員を置かなければならない。
ただし、調理業務の全部を委託する小規模型
事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定に
より搬入施設から食事を搬入する小規模型事
業所内保育事業所にあつては、調理員を置か
ないことができる。

2・3 (略)

附 則

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内
保育事業所の職員配置に係る特例)

第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日
につき8時間を超えて開所する小規模保育事業
所A型又は保育所型事業所内保育事業所(以下
この項において「小規模保育事業所A型等」と
いう。)において、開所時間を通じて必要とな
る保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等
に係る利用定員の総数に応じて置かなければ
ならない保育士の数を超えるときは、第29条
第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数
の算定については、保育士と同等の知識及び
経験を有すると市長が認める者を、開所時間
を通じて必要となる保育士の総数から利用定
員の総数に応じて置かなければならない保育
士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士
とみなすことができる。

第9条 (略)

のものに限る。次条において「小規模型事業
所内保育事業」という。)を行う事業所(以下
この条において「小規模型事業所内保育事業
所」という。)には、保育士(認定地方公共団
体の区域内にある小規模型事業所内保育事業
所にあつては、保育士又は当該認定地方公共
団体の区域に係る地域限定保育士。次項にお
いて同じ。)その他保育に従事する職員として
市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事
その他の機関が行う研修を含む。)を修了した
者(次項において「保育従事者」という。)、
嘱託医及び調理員を置かなければならない。
ただし、調理業務の全部を委託する小規模型
事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定に
より搬入施設から食事を搬入する小規模型事
業所内保育事業所にあつては、調理員を置か
ないことができる。

2・3 (略)

附 則

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内
保育事業所の職員配置に係る特例)

第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日
につき8時間を超えて開所する小規模保育事業
所A型又は保育所型事業所内保育事業所(以下
_____「小規模保育事業所A型等」と
いう。)において、開所時間を通じて必要とな
る保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等
に係る利用定員の総数に応じて置かなければ
ならない保育士の数を超えるときは、第29条
第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数
の算定については、保育士と同等の知識及び
経験を有すると市長が認める者を、開所時間
を通じて必要となる保育士の総数から利用定
員の総数に応じて置かなければならない保育
士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士
とみなすことができる。

第9条 (略)

2 認定地方公共団体の区域内にある小規模保育

	<u>事業所A型等についての前項の規定の適用については、同項中「除く。）」とあるのは、「除く。）」又は当該小規模保育事業所A型等が所在する認定地方公共団体の区域内に係る地域限定保育士」とする。</u>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

（南丹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 南丹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年南丹市条例第25号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後（案）
附 則 （経過措置） 2 当分の間、<u>この条例による改正後の南丹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例</u>（以下「<u>新条例</u>」という。）第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定の適用については、<u>新条例</u>第29条第2項第3号、第31条第2項第3号、第44条第2項第3号及び第47条第2項第3号中「15人」とあるのは「20人」と、<u>新条例</u>第29条第2項第4号、第31条第2項第4号、第44条第2項第4号及び第47条第2項第4号中「25人」とあるのは「30人」とする。	附 則 （経過措置） 2 当分の間、<u>南丹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例</u> 第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定の適用については、<u>同条例</u>第29条第2項第3号、第31条第2項第3号、第44条第2項第3号及び第47条第2項第3号中「15人」とあるのは「20人」と、<u>同条例</u>第29条第2項第4号、第31条第2項第4号、第44条第2項第4号及び第47条第2項第4号中「25人」とあるのは「30人」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。